

建設業の時間外労働

栃木労働局

栃木県の建設業では、県内の全産業で労働時間の抑制が進む一方で、長時間労働の傾向が強くみられます。令和7年の県内全産業の年間総実労働時間は1,666時間、年間所定外労働時間は129時間でした。こうした中、建設業の年間総実労働時間は2,057時間、年間所定外労働時間は270時間となり、いずれも主要産業の中で最も長くなっています。総実労働時間は県内全産業平均を391時間上回り、全国の建設業平均より139時間上回る状況です。

令和6年4月1日から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されましたが、年間の総実労働時間数では、令和4年が2,034時間、令和5年が1,968時間、令和6年が2,036時間となっており、令和6年4月からの時間外労働の上限規制適用にもよらず、時間外労働（所定外労働）はむしろ長くなっている状況にあります。

なお、従前より建設業に次いで労働時間が長い業種である運輸・郵便業で令和6年の年間総実労働時間は1,997時間となり、2年連続減少をしています。運輸業については建設業と同様に令和6年4月以降、時間外労働の上限規制が適用されていますが、栃木県の同業種における令和5年から令和7年にかけての労働時間は2年連続一定の減少となっており、業種における労働時間の推移の違いが鮮明となっています。

労働基準法では、労働時間は原則として1日8時間、1週40時間以内とされており、これを超えるには36協定の締結・届出が必要になります。

建設業では、令和6年4月1日から災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間（限度時間）となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができません。

臨時的な特別な事情があって、労使が合意する場合で特別条項付き36協定を締結する際であっても

- ★時間外労働が年720時間以内
- ★時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ★時間外労働と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内
- ★時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6回まで

を遵守しなければなりません。

近年、長時間労働や仕事のストレスによって、過重な負荷がかかり、脳・心臓疾患やうつ病を発症するケースが多く見られ、心身ともに働き過ぎによる健康障害の問題が深刻化しています。人手不足の中一人一人に係る負担は増加している中であると存じますが、現場の週休二日制の定着、適正な工期設定、発注者を含めた業界全体での協力体制を構築し、働き手を確保して労働時間の削減を進めることが望まれます。